

西宮市高齢者交通助成事業のあり方検討懇話会の公開等に関する取扱い

- 1 この取扱いは、西宮市高齢者交通助成事業のあり方検討懇話会設置要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に関する取扱いについて定める。
- 2 非公開とする場合は、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合とする。
 - （1） 西宮市情報公開条例（昭和61年西宮市条例第22号）第6条各号に該当すると認められる事項を審議・審査するとき。
 - （2） 公開することにより会議の円滑かつ公正な運営に著しい支障が生じると認められるとき。
- 3 公開、非公開の決定は、座長が会議に諮って議決する。
- 4 傍聴者の人数を制限する場合は、傍聴希望者が多数あるときとし、事務局において、あらかじめ、抽選により傍聴者の人数を調整する。
- 5 座長が傍聴者に退場を命じる場合は、傍聴者が次の（1）から（4）に掲げる事項のいずれかに該当するときとする。
 - （1） 会議の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき。
 - （2） 許可なく、写真又はビデオ等による撮影、録音をするとき。
 - （3） 会議の過程で会議が非公開とされた場合で、事務局の指示に従ってすみやかに退場しないとき。
 - （4） （1）から（3）に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るため、座長が指示する事項に従わないとき。

付 則

この取扱いは、平成24年3月1日から実施する。

西宮市高齢者交通助成事業のあり方検討懇話会

傍聴申請書

平成 年 月 日

西宮市高齢者交通助成事業のあり方検討懇話会
座長 様

申請者住所

申請者氏名

連絡先 電話

下記の注意事項を確認のうえ、西宮市高齢者交通助成事業のあり方検討懇話会の傍聴を申請します。

注意事項

傍聴希望者多数の場合、傍聴者を制限することがあります。

次のいずれかに該当する場合は、退場を命じることがあります。

- (1) 会議の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき。
- (2) 許可なく、写真又はビデオ等による撮影、録音をするとき。
- (3) 会議の過程で会議が非公開とされた場合で、事務局の指示に従ってすみやかに退場しないとき。
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るため、座長が指示する事項に従わないとき。

【参考】西宮市情報公開条例（昭和62年3月25日西宮市条例第22号）からの抜粋

（公開義務）

第6条 実施機関は、公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）があつたときは、次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開請求をした者（以下「請求者」という。）に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令若しくは条例の定めるところにより又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関等の指示により、公にすることができない情報
- (2) 通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる個人に関する情報で、特定の個人が識別されうるもの。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。
- (3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、身体若しくは健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活若しくは環境に重大な影響を及ぼすおそれのある違法若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。
- (4) 市と国、地方公共団体その他公共団体（以下「国等」という。）との間の協議依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報で、公開することにより、当該国等との協力関係又は信頼関係を著しく害すると認められるもの
- (5) 市の内部又は市と国等との間における調査、検討、審議、企画等の意思形成過程に関する情報で、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 市又は国等が行う立入検査、試験、入札、交渉、渉外、争訟、人事その他の事務事業に関する情報で、公開することにより、当該事務事業又はこれと同種の事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生じるおそれのあるもの
- (7) 公開することにより、人の生命、身体若しくは財産等の保護、公共の安全又は秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報